

## 小田原市耐震改修促進計画の改定に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市耐震改修促進計画の改定
政策等の案の公表の日	令和4年2月1日（火）
意見提出期間	令和4年2月1日（火）から令和4年3月2日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ） 意見募集の周知（広報紙、メールマガジン、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	13件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	2
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他（質問など）	6

〈具体的な内容〉

(1) 計画策定の基本的事項等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	耐震化を促進するには、愛知建築地震災害軽減システム協議会の「低コスト工法」を市民に提案する必要がある。	C	本市では、耐震性が確保できる場合において、「低コスト工法」も補助対象としております。 工法等の提案については、国・県の動向や他都市の状況を踏まえ、検討していきます。
2	耐震化目標が未達だったか、検証して対策を取る必要があります。 目標 6000 棟の未耐震の住宅に住む方が耐震化をしない理由を把握する必要があります。	B	国の基本方針やこれまで行った戸別訪問、相談会等で得た情報から耐震化が進まない理由として、居住者等の高齢化や耐震化にかかる費用が課題であること等が挙げられます。 今回の計画改定では、福祉部局との連携による普及啓発や個別の事情に応じた段階的な改修や除却工事の支援対象の拡大により耐震化促進に取り組みます。
3	10 ページ 耐震診断義務付け対象建築物を公開しているホームページのアドレスやQRコードを記載すべき	A	該当部分や巻末にホームページの地震災害トップページのQRコードを追記します。

(2) 耐震化を促進するための施策に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	高齢者などの家には、ケアマネージャーと連携しての訪問が有効と思われます。	D	高齢の所有者には、福祉部局と連携を図り、地域包括支援センターを通じて情報提供を行います。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
2	耐震改修を進めるには、建築士の技術的な説明よりは経済的解決策や災害が起きた時にどうなるのか、耐震改修していない住いがどうなるかなどが説明できる人の派遣が必要です。	B	耐震相談会や訪問による簡易診断では、耐震化事業に精通している建築士が改修工事の工法や費用等の相談に対応し、市職員が耐震改修の必要性、補助制度、税の特別措置等の説明を行っています。
3	P.15 建築物防災週間における啓発に合わせ、広報紙に耐震化推進のキャンペーン特集の記事を載せてください。	C	これまでも広報紙に耐震化に関する特集記事を掲載してきました。掲載については、今後も必要に応じて検討していきます。
4	P.16 デジタルコンテンツを耐震化の普及啓発にツールとして使用するのであれば、個人情報もきちんと管理する旨も記載しておくべきです。	D	個人情報の取扱は、具体的にデジタルコンテンツを実施する際には個人情報保護法、小田原市個人情報保護条例の関係法令を遵守し取扱っていきます。
5	P.17 補助制度等による支援策の実効性を高めるため、年度毎の全体の耐震化率や住宅毎の進捗や活用状況を確認しますとありますが、確認した後の対応はどうしますか。	D	耐震化率の進捗や補助制度の活用状況を確認し、耐震化が促進されるよう補助制度を含めた支援等について、実効性を見極め、更なる耐震化に対応していきます。
6	P.17 木造住宅無料耐震相談会・無料の開催は自治会の協力を得て公民館などで実施したらいかがでしょうか。	C	公民館における無料耐震相談会は、有効な啓発活動と認識しており、平成21年度から平成26年度に市内全域で行っていましたが、今後も必要に応じ検討していきます。 また、近年では、自治会の協力を得て、戸別訪問やダイレクトメールを行っています。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
7	P.19 公民館の耐震化の現状はどうなっていますか。 耐震化しない場合、強制的に耐震診断・改修を指示する必要があります。 耐震化を実施する計画をしてもらうべきです。	D	公民館は自治会が所有しており、費用等の課題もあり、耐震化が進んでいない状況です。 今後も自治会に対し、耐震診断、改修等の必要性について啓発していきます。

(3) その他に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	細かな字句の不整合や誤記等がある。	A	字句の誤記や不整合等について修正します。
2	資料編20ページ 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の最大震度とそれ以外の地震の最大震度は基準が違うため、その旨の補足を入れたほうがよい	D	この資料は震災と法改正の経緯であり、これまで公表されている震度を表記したものです。なお、県計画との整合を図り表現しています。
3	資料編20ページ 備考欄が和暦のみとなっており、西暦と併記されていない。	D	小田原市公用文に関する規定に従い表記しております。

#### 4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	小田原市における地震規模の想定	地震規模の想定では、小田原市強靱化地域計画と整合を図るため、津波よる人的被害、建物被害が大きい相模トラフ沿いの最大クラスの地震と現計画で想定している地震発生の揺れによる人的被害、建物被害が大きい大正型関東地震を併記します。
2	「神奈川県耐震改修促進計画」改定素案の概要を参考資料に追加	県計画は、本計画の上位計画であるため、改定素案の概要を資料編に参考資料として追加します。